⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成９年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす建築物の新築、増築又は改築に係る工事（構造体、外装及び内装を含む建築一式工事に限る。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は共同企業体の代表者　体育施設又はスポーツ施設で、その用途に供する部分の１棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積に限る。）が15,000㎡以上であること。

②　共同企業体の代表者以外の構成員　体育施設又はスポーツ施設で、その用途に供する部分の１棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積に限る。）が7,500㎡以上であること。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、上記①の施工実績を有し、その他の構成員は、上記②の施工実績を有すること。

⑸　工事全般の施工計画に対する技術的所見が不適切でないこと。

⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　共同企業体での参加の場合の構成員の数は、２又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑾　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・１級建築士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成９年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす建築物の新築、増築又は改築に係る工事（構造体、外装及び内装を含む建築一式工事に限る。）の施工の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　単体又は共同企業体の代表者　１棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積に限る。）が15,000㎡以上であること。

㋑　共同企業体の代表者以外の構成員　１棟の床面積の合計（増築の場合は、単体の当該増築部分の床面積に限る。）が7,500㎡以上であること。

ただし、共同企業体の場合にあっては代表者、及び経常建設共同企業体の場合にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記㋐の工事経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、申請時の日以前に３か月以上の雇用関係があることを確認できる資料を必ず添付すること。

⑿　共同企業体の場合の代表者以外の構成員及び経常建設共同企業体の場合の上記⑾②ただし書きの記述に該当する構成員以外の構成員については、上記①に定める国家資格を有し、③及び④の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⒀　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。また、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成15年度細則第35号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

⒁　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び監理業務の受託者（受託予定者を含む。）又は当該受託者（当該受託予定者を含む。）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒂　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒃　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれらに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次のア、イの要件に該当する者のうち、３⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記⑶①から③の評価項目において資料及び技術提案書の内容に応じ、最高31点を与える。「施工体制評価点」は、下記⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては、「加算点」を減ずる場合がある。

②　「加算点」の算定方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記⑶①から③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記⑶③において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目

①　ワーク・ライフ・バランス等の推進
・ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画
・近隣に対する騒音・振動の抑制等
・建設現場や本施設周辺の安全対策

③　工事全般の施工計画
・施工上配慮すべき事項等の技術的所見

④　企業の施工体制
・品質確保の実効性
・施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責めにより、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。